

daily コラム

2025年4月1日(火)

〒140-0014 品川区大井1-7-6THビル2階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

フィッシング詐欺の税務

フィッシング詐欺の被害は補償される

フィッシング詐欺による被害が急増しています。ネットショップやネットバンクなどをかたる誘導メールにうっかり応じてしまうとクレジットカード情報がもれ、知らないうちに誰かにカードを使用されていたということになります。

しかし、早く気づくことができれば被害額の全部または一部をクレジットカード会社に補償してもらうことができます。

収益計上時期には2つの考え方がある

法人税の扱いは、フィッシング詐欺による損失を発生主義により、被害が発生した事業年度の損金に計上します。

クレジットカード会社から受ける補償金の収益計上時期には、2つの考え方があります。1つは損失が発生したときに損害賠償請求権も確定したととらえ、同事業年度に収益計上する方法で、同時両建説といいます。クレジットカード会社の会員規約では補償される要件が示されており、回収可能額をある程度予測することができるので、債権を計上してもあまり問題は生じません。反対に債権回収の困難が見込まれる場合は、貸倒損失とできるまで税務上のハードルが高くなります。

もう1つは補償金の支払を受けることが確定したときに収益計上する方法で、異時両建説といいます。こちらは債権を計上しないので税務上のリスクは少なくなります。ただし、加害者が法人の役員や従業員の場合は、請求権が最初に確定してしまうので同時両建説の処理が求められます。

詐欺には雑損控除が適用されない

所得税の扱いは、被害額について雑損控除の対象が災害、盗難、横領に限定され、詐欺は対象とはならないとされています。過去の裁判では、振り込め詐欺による被害について盗難や横領が被害者の意思に基づくものでないことに対し、詐欺は被害者の意思に基づくことを理由として雑損控除の対象とならないとされたものがあります。

国税庁もこの判断を踏襲して、質疑応答事例やタックスアンサーでは、詐欺を雑損控除の対象外としています。

しかし、被害者から見れば不安をあおる督促にだまされてカード情報を提供してしまったのであって、刑法上の定義の違いからフィッシング詐欺による損害を雑損控除の対象としない取扱いは、SNSが生活の一部となる時代において法令の不備であるとも言えそうです。



だまされると分かっていたら、情報は提供しなかった。

補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

国税庁 質疑応答事例
所得税 詐欺による損失

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/05/05.htm>

【照会要旨】

詐欺による損失は雑損控除の対象となりますか。

【回答要旨】

雑損控除は、「災害又は盗難若しくは横領」により生じた損失を対象としますが、「詐欺」による損失は対象となりません。

【関係法令通達】

所得税法第72条

「雑損控除の対象となる損失の発生原因とは」

Ⅱ振り込み詐欺による損失」東京税理士界

2014年（平成26年）2月1日 草間典子（足立）

TAINS J83-2-09（棄却）公表裁決 H23.5.23

https://www.tokyozeirishikai.or.jp/common/pdf/tax_accuntant/bulletin/2014/feb_03.pdf

＜一部抜粋＞

この事案は、請求人が振り込み詐欺の被害に遭いだましとられた金員が、雑損控除の対象になるとして更正の請求を行ったところ、原処分庁が対象にならないとして更正をすべき理由がない旨の通知処分を行ったことから、その取消しを求めたものです。

請求人は、だまし取られた金員が、請求人の意思に基づかない理由により生じた損失であり、雑損控除の「災害」又は「盗難」若しくは「横領」のいずれかの損失に当たると主張しました。

しかし国税不服審判所は、雑損控除の対象となる「災害又は盗難若しくは横領」とはそれぞれ別個の概念であるとし、それぞれの意義について次のように解すべきとしました。

①「災害」とは、「震災、風水害、火災（所法2①27）により生じたもの、「自然現象の異変による災害又は生物による異常な災害（所令9）」である。

「盗難又は横領」については、「所得税法及び同法施行令には、定義がない。

しかし②「盗難」とは、刑法の窃盗罪と同様に、「財物の占有者の意に反する第三者による当該財物の占有の移転」である。

③「横領」とは、刑法の横領罪と同様に「他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処理をすること」である。

今回の振り込み詐欺による損失は、振込みに至る意思決定の過程において瑕疵があるものの、振込み自体は請求人の意思に基づいてなされたことは明らかであり、このような場合に雑損控除の適用を受けることとすると、納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかな「災害又は盗難若しくは横領」により生じた損失に限定した法72条の趣旨を害することになるとし、請求を棄却しています。

法人税法

第22条

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

法人税基本通達

2-1-43 損害賠償金等の帰属の時期

他の者から支払を受ける損害賠償金（債務の履行遅滞による損害金を含む。以下2-1-43において同じ。）の額は、その支払を受けるべきことが確定した日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるが、法人がその損害賠償金の額について実際に支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入している場合には、これを認める。

所得税法

第72条 雑損控除

居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産（第62条第1項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）及び第70条第3項（被災事業用資産の損失の金額）に規定する資産を除く。）について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合（その災害又は盗難若しくは横領に関連してその居住者が政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において、その年における当該損失の金額（当該支出をした金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。以下この項において「損失の金額」という。）の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（以下省略）